

## (対象事業一覧表)

	対象事業	事業の内容	主務官庁	関連公庫資金
①	食料システム法 安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業。安定取引関係確立事業活動計画等を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	食品等持続的供給促進資金
②	中心市街地の活性化に関する法律 中心市街地食品流通円滑化事業	民間事業者が中心市街地における駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品販売店舗の集積施設の整備を図る事業。特定民間中心市街地活性化事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	内閣府	企業活力強化資金
③	中小企業等経営強化法			
	経営革新事業	事業者が新商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、サービスの新たな提供の方法の導入その他的新事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業。経営革新計画を作成し、都道府県知事又は関係大臣の承認を受ける必要があります。	経済産業省	新事業活動促進資金
	経営力向上事業	事業者が事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又はサービスの需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図る事業。経営力向上計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	新事業活動促進資金
④	物資の流通の効率化に関する法律 総合効率化事業	輸送、保管、荷捌き及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化、輸送網の集約、配送の共同化その他輸送の合理化を図る事業。総合効率化計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	国土交通省	
⑤	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 地域経済牽引事業	地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業。地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事又は関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	地域活性化・雇用促進資金
⑥	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 農商工等連携事業	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品の開発・生産又は需要の開拓をする事業。農商工等連携事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	経済産業省	農業改良資金 新事業活動促進資金
⑦	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 生産製造連携事業	新用途米穀の生産者、新用途米穀の加工品の製造業者及び新用途米穀加工品を原料とする加工品の製造・販売業者が新用途米穀の生産から加工品の製造・販売までの一連の工程の総合的改善を図る事業。生産製造連携事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農業改良資金 食品安定供給施設整備資金
⑧	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律			
⑨	総合化事業	農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業。総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農業改良資金
	研究開発・成果利用事業	農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化の促進に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業。研究開発・成果利用事業計画を作成し、関係大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	
⑩	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 輸出事業	農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためにこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業。輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。	農林水産省	農林水産物・食品輸出基盤強化資金

## 公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6階

T E L : 03 - 5809 - 2176 / F A X : 03 - 5809 - 2183

U R L : <https://www.ofsi.or.jp/saimu/>

# 食品等持続的供給対策 債務保証事業のご案内



## 公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

### ① (公財) 食品等持続的供給推進機構とは

公益財団法人食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）は、農林水産大臣の指定を受けた食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動を推進することを目的とする法人です。

当機構では、食料システム法など特定の法律に基づく計画の認定を受けた食品等事業者の方々が、その認定事業の実施等に必要な資金について調達が円滑に行えるよう民間金融機関から借り入れる場合の債務保証事業を行っています。

### ② 特徴

(1) 特定の法律に基づき認定を受けた政策性の高い事業を対象としているため、債務保証料率は年0.8%

(2) 大型設備投資にも対応した保証限度額・保証期間

(3) 運転資金にも対応

(4) 日本政策金融公庫資金との協調融資にも対応（日本政策金融公庫からの借入自体は本事業の対象外）

日本政策金融公庫との協調融資として、民間金融機関から調達する設備資金及び運転資金にもご利用いただけます。

### ③ 対象事業

(1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）に基づく認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業

(2) 中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）に基づく認定食品流通円滑化事業

(3) 中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新事業又は認定経営力向上事業

(4) 物資の流通の効率化に関する法律（物資流通効率化法）に基づく認定総合効率化事業

(5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）に基づく認定地域経済牽引事業

(6) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく認定農商工等連携事業

(7) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（米粉・エサ米法）に基づく認定生産製造連携事業

(8) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

(9) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）に基づく認定輸出事業

このほか、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務（運転資金のみ1団体当たり8千万円以下、保証期間1年内、借入金元本等の50%）がございます。

## ④ 概要

### (1) 対象者

「3. 対象事業」を実施する方々です。ただし、下記の方々の場合、限定条件があります。（「6. Q & A」のQ 6参照）

- ①農業信用保証保険法第2条第1項に規定する農業者等
- ②独立行政法人農林漁業信用基金法第13条第2項に規定する林業者等
- ③中小漁業融資保証法第2条第1項に規定する中小漁業者等
- ④信用保証協会法第20条第4項に規定する中小企業者等（次に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けた者を除く。）
  - ア、中心市街地活性化法第48条
  - イ、中小企業等経営強化法第14条又は第17条
  - ウ、物資流通効率化法第4条
  - エ、地域未来投資促進法第13条
  - オ、農商工等連携促進法第4条
  - カ、米粉・エサ米法第4条
  - キ、六次産業化・地産地消法第5条又は第7条
  - ク、輸出促進法第37条

### (2) 保証条件

①財務諸表が次のいずれかに該当することが必要です。

- ア、公認会計士の監査を受けたものであること。
- イ、当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること。
- ウ、「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること。
- ②その債務保証の対象資金が主取引銀行等の借入れに係るものであることが必要です

### (3) 対象資金の種類

対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）

### (4) 保証限度額

1事業者当たり4億円以下

### (5) 保証期間

設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）

### (6) 保証料

借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額になります。

### (7) 連帯保証人・担保

原則、連帯保証人を設定していただきます。また、必要に応じて、担保を設定していただく場合もあります。

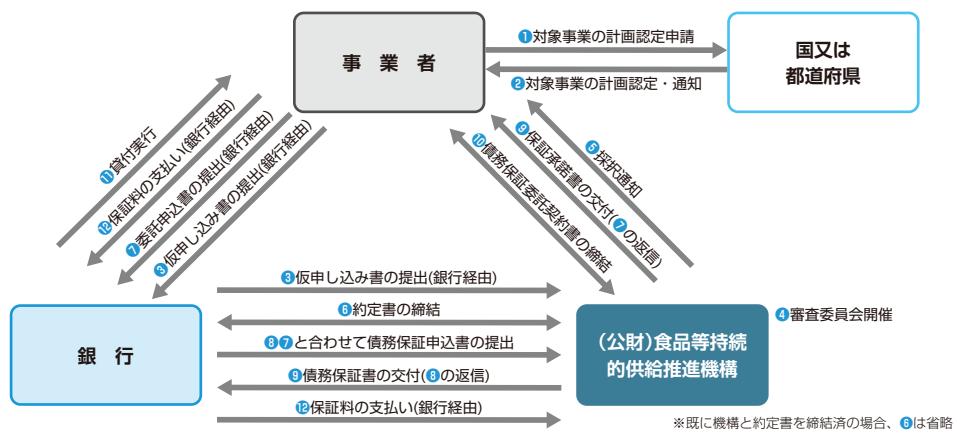
### (8) 保証割合の上限

- ①ア、5年以上の経営実績がある場合
  - イ、地方公共団体が直接若しくは間接出資している場合
- } ..... 借入金元本等の90%
- ② ①以外の場合.....借入金元本等の50%

（参考）中小企業者とは、次に該当する会社等になります。

- 製造業その他.....資本金3億円以下の会社又は従業員数300人以下の会社及び個人
- 卸売業.....資本金1億円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人
- 小売業.....資本金5千万円以下の会社又は従業員数50人以下の会社及び個人
- サービス業.....資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人

## ⑤ 実施手順



## ⑥ Q & A

### (Q 1) 相談・申込はどのようにすればよいですか？

(A 1) 事業者及び取引銀行いずれからのご相談も隨時受け付けています。申込みについては、借入予定の主取引銀行を通じて「仮申込書」一式（決算書等）を提出してください。

### (Q 2) 対象事業の認定手続きはどのようにすればよいですか？

(A 2) 次頁の対象事業一覧表をご参考にして各主務官庁等へお問い合わせください。主務官庁による計画の認定審査とは別に当機構としての審査（Q3参照）を行います。このため、主務官庁による計画認定を取得しても、当機構の債務保証を受けられない場合があります。

### (Q 3) 申込後のどのような審査がありますか？

(A 3) 提出していただいた資料に基づき、税理士等専門家を含めた審査委員会を開催し、財務分析や事業計画内容等について審査し、総合的に判断します。現地確認を行う場合もあります。

### (Q 4) 費用はかかりますか？

(A 4) 審査について費用はかかりません。採択後、債務保証期間中に毎年、保証料（「4. 概要」(6) 参照）が必要となります。

### (Q 5) 債務保証期間中に提出しなくてはならない書類はありますか？

(A 5) 債務保証期間中は、財務状況報告のため、毎事業年度終了後に決算報告書一式を提出していただきます。

### (Q 6) 4. 概要 (1) 対象者の限定条件とはどのような場合ですか？

(A 6) 「4. 概要」(1) の①～③の農業者等、林業者等、中小漁業者等に該当する者は、まずは農業信用基金協会又は漁業信用基金協会による債務保証が利用可能かご確認ください。当該機関による債務保証制度の利用が困難であると認められる場合に限り、当機構の債務保証が利用できます。

また、④の中小企業者等に該当する者は、「3. 対象事業」(1) に係る計画認定を受けて申込みをされる場合、まずは信用保証協会による債務保証が利用可能かご確認ください。「3. 対象事業」(2)～(9) に係る計画認定を受けて申込みをされる者には、このような限定条件はかかりません。